千葉県立野田看護専門学校学則

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　本校は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づき豊かな人間性を培うと共に、看護に必要な基礎的能力を修得し、社会に貢献できる看護者を育成することを目的とする。

（名　称）

第２条　本校は、千葉県立野田看護専門学校（以下「本校」という。）と称する。

（位　置）

第３条　本校は、千葉県野田市中根３１６番地の１に置く。

（自己点検評価）

第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校が定めた教育目的を達成するために、学校教育活動等の状況について自ら点検評価を実施するものとする。

２　前項の自己点検評価実施に関して、必要な事項は別に定める。

第２章　　課程、学科、定員及び修業年限並びに在学年限

（課程、学科、定員及び修業年限並びに在学年限）

第５条　課程、学科、定員及び修業年限は次のとおりとする。

課　　程	学　　科	入学定員	総定員	修業年限
看護専門課程 （３年課程）	第一看護学科	４０人	１２０人	３年
看護専門課程 （２年課程）	第二看護学科	４０人	８０人	２年

２　各学科の学生は、修業年限の２倍を超えて在学することはできない。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第６条　学年は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（学　期）

第７条　学期は、次のとおりとする。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（始業及び終業の時刻）

第８条　始業及び終業の時刻は別に定める。

（休業日）

第９条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（３）開校記念日　１０月１３日
（４）季節休暇　１年を通じ１０週間以内で校長が定める日
２　校長は特に必要があると認めたときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
３　第１項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第４章　入学、休学、退学等

（入学資格）
第１０条　本校に入学することができる者は、学校教育法第１２５条第３項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる学科について当該各号に該当する者とする。
（１）第一看護学科　学校教育法第９０条第１項の規定に該当する者
（２）第二看護学科　准看護師の免許を得た後３年以上准看護師の業務に従事している者又は学校教育法第９０条第１項の規定に該当する者であって准看護師である者
（入学選考試験の手続）
第１１条　本校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに、所定の書類に入学検査料を添えて、校長に提出しなければならない。
２　提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する必要な事項は別に定める。
（入学者の選考）
第１２条　校長は入学を志願する者に対し、選考試験を行う。
２　前項の合格者は、別に定める入学選考試験合否判定会議（以下「判定会議」という。）で審議し、校長が決定する。
（入学手続き及び入学許可）
第１３条　前条の選考に合格した者は、校長が定める期日までに保証人と連署した誓約書等の書類を提出し入学料を納入しなければならない。
２　校長は、前項の入学手続きを行った者に対して入学を許可する。
（転入学）
第１４条　転入学を希望する者がある場合、その者が現に在学する学校又は養成所の教育課程及びその者の履修内容が本校と同程度であり、かつ、欠員が生じている場合に限り、校長は転入学を許可することができる。
（転　学）
第１５条　転学をしようとする学生は、校長に転学願を提出し許可を受けなければならない。
（保証人）
第１６条　第１３条第１項の保証人は、親権者又はこれに代わる者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。
２　保証人は、入学を許可された者（以下「学生」という。）の在学中における金銭的な賠償責任を除いた一切の行為について、責任を負うものとする。

３　保証人に、変更があった場合は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

（入学の時期）

第１７条　入学の時期は、学年の始めとし、期日は校長が別に定める。

（欠　課）

第１８条　学生は、授業等を欠課しようとするときは、その理由を付して校長に届け出なければならない。

（休　学）

第１９条　学生は、次の各号に該当する場合は、保証人と連署した休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（１）傷病により就学が不可能なとき。この場合、医師の診断書を必要とする。

（２）その他校長が必要と認める特別な理由があるとき。

（休学の期間）

第２０条　前条の休学の期間は、原則として１年以内とし、通算して修業年限内とする。ただし、当該休学の期間は第５条第２項に規定する在学年限に算入しない。

（復　学）

第２１条　休学中の学生が復学を希望するときは、保証人と連署した復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退　学）

第２２条　学生が退学を希望するときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

２　校長は、次の各号の一に該当する者を退学させることができる。

（１）第５条第２項に規定する在学年限を超えた者

（２）第２０条に規定する休学の期間を超えてもなお復学できない者

（３）正当な理由がなく授業料を滞納し、督促しても納付しない者

（除　籍）

第２３条　校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

（１）死亡の届け出のあった者

（２）行方不明者。ただし、第５条第２項に規定する在学年限を超えた時

第５章　　教育課程

（授業科目及び単位・時間数等）

第２４条　本校の授業科目及び単位・時間数は別表のとおりとする。

２　１単位の授業時間数は、講義及び演習については１５時間から３０時間、実験、実習及び実技については３０時間から４５時間とする。

第６章　　単位及び既修得単位の認定

（単位の認定）

第２５条　校長は、各授業科目の成績評価で合格した者に対して、単位認定会議に付して単位を認定する。成績評価並びに単位の認定に関する必要な事項は別に定める。

（既修得単位の認定）

第２６条　校長は、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、本校が定める授業科目に限り既に単位を修得している者については、本人からの申請に基づき個別の教育内容を単位認定会議で審査し、総修得単位数の２分の１を超えない範囲で、本校における授業科目とみなし単位を認定する。

- 歯科衛生士
- 診療放射線技師
- 臨床検査技師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 視能訓練士
- 臨床工学技士
- 義肢装具士
- 救急救命士
- 言語聴覚士

なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第１号の規定に該当する者で、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第４２号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和６２年厚生省令第５０号）別表第４に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成２０年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における授業科目とみなし単位を認定する。

第７章　　卒業の認定等

（卒業の認定）

第２７条　校長は、修業年限以上在学し、修得すべきすべての授業科目の単位の認定を受けた者に対して、卒業を認定する。

（卒業証書の授与）

第２８条　校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書並びに専門士（看護専門課程）の称号を授与する。

第８章　　職員の組織

（職　員）

第２９条　本学に次の職員を置く。

（１）校長　１名

（２）副校長　１名

（３）庶務教務課長　１名

（４）第一看護学科学科長　１名

（５）第二看護学科学科長　１名

（６）第一看護学科実習調整者　１名

（７）第二看護学科実習調整者　１名

（８）第一看護学科専任教員　８名以上

（９）第二看護学科専任教員　７名以上

（１０）事務職員　３名以上

第９章　　運営会議等

（運営会議）

第３０条　本校の円滑な教育及び運営を行うため運営会議を設ける。その構成員及び審議事項については別に定める。

（会　議）

第３１条　前条の会議のほか本校の円滑及び適正な運営を図るため、次の会議を置く。

（１）教員会議

（２）職員会議

（３）講師会議

（４）実習指導者会議

（５）入学選考試験合否判定会議

（６）単位認定会議

２　前項の各会議及び委員会に関する必要な事項は別に定める。

第１０章　　健康管理

（健康管理）

第３２条　校長は、年１回以上学生の健康診断を行わなければならない。

２　健康管理に関する必要な事項は別に定める。

第１１章　　授業料等

（授業料等）

第３３条　本校の授業料・入学検査料及び入学料の徴収については、使用料及び手数料条例

（昭和３１年千葉県条例第６号）の定めるところによる。
２　前項のほかに授業料等に関する必要な事項は別に定める。

第１２章　　賞　罰

（表　彰）
第３４条　校長は、学業及び性行ともに優秀で、他の模範となる学生に対して表彰することができる。
２　表彰対象者、表彰の種類及び基準については別に定める。
（懲　戒）
第３５条　校長は、学生が次の各号の一に該当するときは、訓告又は停学の処分をすることができる。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
（３）正当な理由がなくて出席しないとき。
（４）学校の秩序をみだし、その他学生としての本分に著しく反したとき。
２　校長は、学生が前項各号の一に該当し、成業の見込みがないと認めるときは、退学の処分をすることができる。
３　校長は、前項の規定により退学の処分を行ったときは、速やかに知事に報告するものとする。

第１３章　　寄宿舎

（寄宿舎）
第３６条　本校に寄宿舎を置く。
２　寄宿舎に関する必要な事項は別に定める。

第１４章　　補　則

（補　則）
第３７条　この学則に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附　則
この学則は、平成８年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、平成９年４月１日から施行する。但し、平成９年３月３１日において第一看護学科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規程に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。
附　則
この学則は、平成９年１２月１５日から施行する。
附　則
この学則は、平成１１年４月１日から施行する。但し、平成１１年３月３１日において第二看護学

科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規定に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。但し、平成２１年３月３１日において第一看護学科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規定に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。但し、平成２２年３月３１日において第二看護学科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規定に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は令和４年４月１日から施行する。但し、令和４年３月３１日において第一看護学科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規定に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。

附　則

この学則は令和５年４月１日から施行する。但し、令和５年３月３１日において第二看護学科に在籍している者に係る教育課程については、改正後の別表の規定に関わらず、その者が引き続き在学する間は、なお従前の例による。